

# 税務調査は怖くない!

第1回

## 仕組みを理解していれば怖くない税務調査

故意の間違いか問われる

資産を保有する人、事業をしている人にとって税金の知識は必要不可欠です。

わが国の主な税金は、自分で税額を計算して申告・納付する「申告納税方式」を採用しています。自分で税額を計算することの最大のリスクは何でしょうか。

か。いろいろあるとは思いますが、一番は「税務調査」だと思います。

税務調査とは、納税者が自分で計算した内容が税法に照らし合わせて正しいか否かを、税務署がチェックすることです。

税務調査の結果、その計算に間違いがあれば、納税者は正しい計算に基づいて税額を修正しなければなりません。この「計算の間違い」において、1点とても重要なことがあります。

それは、納税者が意図的に（「脱税」のように）計算の間違いを犯したのか、それとも、自分は正しく計算したつもりだったが、うっかり間違えてしまったのか、です。

この差はとても大きいです。この二つの違いは、そこに「仮装・隠蔽<sup>いんぺい</sup>」があったのかどうかです。つまり、うそをついたのかということですが、仮装・隠蔽があったと判断された場合には、うっかり間

映画やドラマの場面のような、  
税務調査員の突然の訪問はほぼない



違ったことによる課税漏れよりも厳しく罰せられ、35%（無申告の場合は40%）の重加算税が課されます。

税務署はどちらかというところ者にスポットをあてて調査を進めます。所得税・法人税においては売り上げ除外や架空経費の計上を、相続税においては隠し財産などを調査します。

突然の訪問調査はほぼない

ところで、税務調査が行われる場合に、税務署の職員が突然私たちの自宅に来ることはあるのか、という疑問がある人もいます。これについて

は、大きな脱税が見込まれる場合や飲食店などの現金商売を除き、基本的には突然来ることはありません。

映画「マルサの女」のような場面には、なかなか遭遇しないでしょう。一般的な税務調査とは、税務署が行う「任意調査」という、納税者の同意を得て行われるものです。実際には、申告をした税理士を介して調査の日程や場所を決定するのが一般的です。

税法は、グレーな部分や解釈が難しいことが多々あります。次回以降で、税目別に税務調査の注意点を解説したいと思います。

解説

税理士法人  
根本税理士事務所  
(東京都江戸川区)

根本淳一代表



プロフィール ● 東京都江戸川区出身。同区の事務所本社、千葉県市川市の支社において不動産税務、相続税を専門に取り扱う。不動産オーナーや地主のクライアントが多く、資産を減らすことなく次世代に承継する支援を行っている。